

重点的対策実施17保護林における柵設置及び捕獲等の計画・実施状況等について

保護林名	保護林種	シカ被害レベル (平均)	生息密度 (頭数/km ²)	計画及び実施状況				備考		
				新たな柵設置		奥地森林での捕獲		柵の巡視・補修の実施状況	シカ捕獲実施機関に関する情報	
				計画	実施状況	計画	実施状況			
祖母山・傾山・大崩山周辺	森林生態系保護地域	3	4.4 (豊後大野市北部) 10.4 (豊後大野市北南部) 13.0 (佐伯市北西部)				◎	○	植生保護柵設置状況(~R3): 3,750m 誘引捕獲委託事業: R3 [1016林班] 35頭 大分県指定管理鳥獣捕獲等事業: H29~継続 [祖母山・傾山地域 (国定公園区域)]	
			23.4 ± 36.2 (A:五ヶ瀬川流域の保護優先地域)				○	◎	植生保護柵設置状況(~R3): 85m 誘引捕獲委託事業: R3 [2065・2066林班外] 48頭 宮崎県指定管理鳥獣捕獲等事業: H29~継続 [祖母山・傾山鳥獣保護区の区域 (特別を除く)]	
白髪岳	生物群集保護林	4	20.9 (あさぎり町)				○	◎	○	植生保護柵設置状況(~R3): 23,100m 誘引捕獲委託事業: R3 [3049・3050林班] 19頭
鬼の目山	生物群集保護林	3	23.4 ± 36.2 (A:五ヶ瀬川流域の保護優先地域)	○	◎			◎	○	植生保護柵設置状況(~R3): 4,820m→ 5,920m 誘引捕獲委託事業: R3 [2019林班 (保護林外の2001・2020林班を含む)] 43頭
霧島山	生物群集保護林	3	35.7 ± 74.3 (E:霧島山の保護優先地域)	○	△			◎		植生保護柵設置状況(~R3): 714m 宮崎県指定管理鳥獣捕獲等事業: H29~継続 [霧島鳥獣保護区の区域 (特別を除く)]
			3.79 (国見・霧島山地)					◎		環境省国立公園の生態系維持回復事業計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業: R2・3
英彦山モミ等 遺産資源	希少個体群保護林	3	22.5 (大鳴・英彦山地域)					○	◎	植生保護柵設置状況(~R3): 96m 福岡県国定公園の生態系維持回復事業計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業: H29~継続 [本保護林に接する大分県側も大分県による指定管理鳥獣捕獲等事業: H29~継続 (R1以外)]

注)1 生息密度欄の数値は、熊本・宮崎県を除き、H29策定の第2種特定鳥獣保護管理計画に記載の数値。熊本県は令和元年度 熊本県シカ生息状況調査報告書、宮崎県は令和元年度特定鳥獣生息実態等調査事業報告書による。

2 計画及び実施欄の計画の「○」は、H31年度に決定した重点的対策実施17保護林における計画を表し、「新たな柵設置」及び「奥地森林での捕獲」に係る実施状況欄の◎は実施済又は継続実行を、△は令和3年度未実施を表す。

重点的対策実施17保護林における柵設置及び捕獲等の計画・実施状況等について

保護林名	保護林種	シカ被害レベル (平均)	生息密度 (頭数/km ²)	計画及び実施状況				備 考	
				新たな柵設置		奥地森林での捕獲		柵の巡視・ 補修の実施 状況	シカ捕獲実施機関 に関する情報
				計画	実施状況	計画	実施状況		
犬ヶ岳ブナ等 遺伝資源	希少個体 群保護林	3	22.5 (大鳴・英彦山地域)			○	◎		植生保護柵設置状況(～R3)： 128m 福岡県国定公園の生態系維持回復事業計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業：H29～継続 〔本保護林に接する大分県側も大分県による指定管理鳥獣捕獲等事業：H29～継続(R1以外)〕
対馬スダジイ 等遺伝資源	希少個体 群保護林	3	53.4 (対馬地域)	○	◎	○	◎	○	植生保護柵設置状況(～R3)： 1,241m→ 1,841m 誘引捕獲委託事業：R2〔豆穀竜良〕 長崎県指定管理鳥獣捕獲等事業：～継続〔R2は国定公園内の白嶽・上見坂区域等で実施〕
内大臣ゴシツ バメシジミ	希少個体 群保護林	3	12以上 (近傍点から推定値)	○					植生保護柵(金網)設置状況(～R3)：170m 道路が被災し通行止めが続いているため延期
市房モミ等	希少個体 群保護林	4	40以上 (近傍点から推定値)	○				○	植生保護柵設置状況(～R3)： 6,000m
市房ゴシツ バメシジミ	希少個体 群保護林	3	40以上 (近傍点から推定値)	○				○	植生保護柵設置状況(～R3)： 14,266m (ほぼ全域に多数区画による柵設置)
綾	森林生態 系保護地 域	2⇒3	34.8±28.1 (D2:大淀川山地区の 保護優先地域)	○	△		◎		誘引捕獲委託事業：R3〔2,091～2,095林班〕 76頭 綾町による有害鳥獣捕獲事業が本保護林内でも実施
大森岳	生物群集 保護林	2⇒3	34.8±28.1 (D2:大淀川山地区の 保護優先地域)	○			◎		誘引捕獲委託事業：R3〔2,054林班〕 76頭
御岳ツシマヤ マネコ	希少個体 群保護林	3	53.4 (対馬地域)	○		○	◎		誘引捕獲委託事業：R2・3〔捕獲は保護林周辺のツシマヤマネコの生息密度が高い地域で実施〕 長崎県指定管理鳥獣捕獲等事業：～継続〔国定公園内の御岳区域等で実施〕
内大臣モミ等	希少個体 群保護林	3	40以上 (近傍点から推定値)	○					道路が被災し通行止めが続いているため延期
市房ツガ等遺 伝資源	希少個体 群保護林	3	40以上 (近傍点から推定値)	○				○	支脈の尾根部を中心に小区画の柵多数有
久木野アカガ シ等遺伝資源	希少個体 群保護林	0⇒2	20以上 (近傍点から推定値)	○	◎				植生保護柵設置状況(～R3)：0m → 200m
権現岳シオジ 等	希少個体 群保護林	0⇒1	4.4 (日田市南部地域)	○	◎				植生保護柵設置状況(～R3)：0m → 50m

注)1 生息密度欄の数値は、熊本・宮崎県を除き、H29策定の第2種特定鳥獣保護管理計画に記載の数値。熊本県は令和元年度 熊本県シカ生息状況調査報告書、宮崎県は令和元年度特定鳥獣生息実態等調査事業報告書による。

2 計画及び実施欄の計画の「○」は、H31年度に決定した重点的対策実施17保護林における計画を表し、「新たな柵設置」及び「奥地森林での捕獲」に係る実施状況欄の◎は実施済又は継続実行を、△は令和3年度未実施を表す。